

A I 等新技術検討専門部会設置要綱

(設置)

第 1 条 埼玉県スマート自治体推進会議規約第 9 条第 1 項の規定に基づき、A I 等新技術検討専門部会（以下「専門部会」）を設置する。

(目的)

第 2 条 この専門部会は、A I 等新技術の活用により業務効率化や働き方改革など行政事務のデジタル化を推進するため、各団体における取組状況等について情報共有を図るとともに、システムの共同利用・共同運用の検討を目的として設置する。

(協議内容)

第 3 条 この専門部会は、前条の目的を達成するため、以下の事項に係る調査研究又は協議若しくは調整を行う。

- (1) A I 等新技術の活用による行政事務のデジタル化に係る取組状況等の情報共有に関すること。
- (2) A I 等新技術の共同利用・共同運用に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第 4 条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、幹事会の代表幹事が任命し、部会長は専門部会を代表する。
- 3 専門部会は必要に応じてワーキンググループを設けることができる。
- 4 ワーキンググループの構成員は部会長が指名する。

(会議の開催及び報告等)

第 5 条 部会長は、A I 等新技術に係るシステムの共同利用・共同運用に関する課題を検討していく上で、会員の意見の調整や協議のとりまとめ等を図るため、必要に応じてワーキンググループ会議を招集することができる。

- 2 専門部会における議論は、メーリングリスト等を活用し行うことができる。
- 3 部会長は、必要に応じ、専門部会の活動の内容について幹事会に報告する。
- 4 部会長は、専門部会の検討の成果を幹事会に報告する。

(事務局)

第 6 条 専門部会の事務局は、埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課に置く。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

附則

この設置要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。